

岩手県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人あかね会	上閉伊郡大槌町小鏈第14 地割字蕨打直82番地1	ふれあいおおつち訪問看護 ステーション	上閉伊郡大槌町小鏈第14 地割字蕨打直82番地1	令和2年3月31日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人あかね会	上閉伊郡大槌町小鏈第14 地割字蕨打直82番地1	ふれあいおおつち訪問看護 ステーション	上閉伊郡大槌町小鏈第14 地割字蕨打直82番地1	平成30年3月31日